

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
1	入札公告書	P04	6 (2) イ (ア)	基礎審査項目において一つでも満たされていないことがあった場合は失格となるのでしょうか。	市が、確認したうえで、審査委員会に報告し、その取り扱いを確認することとしています。
2	入札公告書	P04	6 (2) イ (ア)	基礎審査項目において失格と判断されるまでに、審査委員会から入札者に対して失格しているかどうかの確認は行なっているのでしょうか。	市が、確認したうえで、審査委員会に報告し、その取り扱いを確認することとしています。
3	入札公告書	P04	6 (2) イ (イ)	審査委員会は、評価の理由を明らかにした上で得点化するとされていますが、公表して頂けるのでしょうか	事業者の提案について、審査委員会の評価及び講評を取りまとめて、公表を予定しています。
4	入札説明書	P02	第2 1 (6) ア	事業範囲における「周辺家屋影響調査及び対策」における対策費は、本来落札決定後に調査を実施し、その対策範囲等を費市と協議したうえで設定することが合理的であり、応募段階でその費用算定を求めることは、応募者負担増の観点から問題と捉えます。算定を求めるならば、その対応策の設定等に関しては一切事業者の裁量に委ねられるとの解釈で宜しいでしょうか。	事業の円滑な遂行の視点から、事業者として行うべき当然のことと理解しています。また、対策については、一義的に判断できるものでないことは理解できますが、通常の工事により発生する諸経費の枠内と御理解ください。
5	入札説明書	P03	(7)	「事業者募集等の日程は、次のように予定しています。ただし、書類等の交付や受付等については、土曜日及び日曜日を除く午前9時から正午まで。ただし正午から午後1時までを除く」とありますが3入札手続、(1)ア交付期間では午後5時までとなっております。午後5時までと解釈して宜しいでしょうか。	入札説明書P3 第2 1 (7)は、「午前9時から正午まで。」を「午前9時から午後5時まで。」とします。
6	入札説明書	P03	(6)事業の範囲 ア京都御池中学校・複合施設の設計及び建設	「電波障害調査及び対策工事」は事業の範囲に含まれるのでしょうか。	周辺家屋影響調査及び対策の業務は含まれます。
7	入札説明書	P03	第2 1 (7)	事業者募集等の日程等において、「第二次募集要綱等の送付」とありますが、今回交付された「入札説明書等(様式集・要求水準書・落札者決定基準・基本協定書・事業契約書)」以外に、具体的にどのような書類等が新たに交付されるのでしょうか。また、今回の質問回答を受け不明点等が発生した場合、再度質問機会を設定して頂くことを切に要望しますが、その対応はして頂けるのでしょうか。対応可能な場合、具体的な実施スケジュールを併せてご提示ください。	第二次募集要項等の送付については、入札説明書等に関する質問の内容により、事業者の理解が得られやすいように書類を新たに交付する予定をしています。また、第二次募集要項等の送付に伴い、その質問を受け付け回答しますが、そのスケジュールは、入札説明書P4 第2 1 (7)の予定及びP19 第3 6 (2)に記載しているように情報の提供を予定しています。
8	入札説明書	P03	第2、1(7)	書類等の交付や受付の時間が「午前9時から正午まで。ただし正午から午後1時までを除く」とありますが、午後は交付・受付しないということでしょうか。	入札説明書P3 第2 1 (7)は、「午前9時から正午まで。」を「午前9時から午後5時まで。」とします。
9	入札説明書	P03	第2.1.(6).ア	ワークショップ等が業務範囲に含まれておりますが、ワークショップでの決定事項の事業への反映等について責任関係が不明確となる可能性がございます。ワークショップの運営主体は市と理解してよろしいでしょうか。	ワークショップは、事業契約書(案)第13条第2項によります。
10	入札説明書	P03	第2.1.6.エ(賑わい創出に関する運営など)	「選定事業者は、御池通の賑わい創出に関連して、賑わい施設の運営、もしくは運営業者の誘致及び運営業者の支援を行うものとします。」とありますが、選定事業者は入札時に、運営もしくは誘致及び運営業者の支援のどちらかを選択できると言う認識で宜しいでしょうか。	事業者の賑わい施設の提案に関して、賑わい施設を運営する選択肢として記載しています。従って事業者の責任の下、適切な方法を選択してください。
11	入札説明書	P03	第2-1-(7)	「書類等の交付や受付等については、土曜日及び日曜日を除く、午前9時から正午まで。ただし正午から午後1時までを除く」とありますが、文章の整合性が取れていないように思われますので、ご確認願います。	入札説明書P3 第2 1 (7)は、「午前9時から正午まで。」を「午前9時から午後5時まで。」とします。
12	入札説明書	P03-04	第2.1.(7)	事業者募集等の日程等の記述で、「平成16年6月下旬 基本設計、実施設計にかかわる協議」、「平成18年3月 所有権移転」とありますが、建築確認申請及びその事前協議等の各種の許認可の関わる期間についてはどれくらいを想定する必要がありますでしょうか。	事業者の提案により、平成18年4月に施設の供用開始の予定を損なうことのないよう事業計画を想定してください。
13	入札説明書	P04	スケジュール表	「債務負担行為の設定に関する議案を、平成15年度の定例市議会に提出を予定しています」と実施方針にございましたが、現時点で債務負担行為に関する議決はとられていますでしょうか。もし、とられていないとした場合、いつごろの議決になるかご教示ください。	債務負担行為の設定は、平成15年度京都市11月定例市会に提案しており、第二次募集要項の送付の際に提示する予定です。
14	入札説明書	P04	スケジュール表	今回の「入札説明書等に関する質問及び回答」に対する再質問、並びに「第二次募集要綱に関する質問及び回答」に対する再質問を実施していただけますようお願いいたします。	第二次募集要項等の送付については、入札説明書等に関する質問の内容により、事業者の理解が得られやすいように書類を新たに交付する予定をしています。また、第二次募集要項等の送付に伴い、その質問を受け付け回答しますが、そのスケジュールは、入札説明書P4 第2 1 (7)の予定及びP19 第3 6 (2)に記載しているように情報の提供を予定しています。
15	入札説明書	P04	第2 1 (7)	入札説明書等に関する質問受付は、今回だけなのでしょうか。十分な質疑作成時間がないため、再質問や質問回答に対する質問を行う機会が必要と考えますが、今後、今回の内容に対する質問する機会は設けていただけるのでしょうか。	第二次募集要項等の送付については、入札説明書等に関する質問の内容により、事業者の理解が得られやすいように書類を新たに交付する予定をしています。また、第二次募集要項等の送付に伴い、その質問を受け付け回答しますが、そのスケジュールは、入札説明書P4 第2 1 (7)の予定及びP19 第3 6 (2)に記載しているように情報の提供を予定しています。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所		質問内容	回答	
	資料名	ページ			
16	入札説明書	P04	第2 1 (7)	落札者決定から、仮契約まで1ヶ月と時間がありません。SPCを設立させるだけで相当の時間が必要となります。貴市にはSPCが設立される前から事業契約交渉を開始していただける用意があると考えて宜しいのでしょうか。	入札参加者の選定後に市と事業予定者で基本協定書を締結し、事業契約に向けて協議することとしており、基本協定書(案)第1条、第2条のとおりです。
17	入札説明書	P04	第2 1 (7)	落札者決定から、仮契約まで1ヶ月と時間がありません。事業期間を通して安定的かつ継続的に事業を進めるため、貴市と事業者で十分な協議が必要であると考えます。今後も事業契約書等に関する質問を行う機会を設けて頂けると考えて宜しいのでしょうか。	第二次募集要項等の送付については、入札説明書等に関する質問の内容により、事業者の理解が得られやすいように書類を新たに交付する予定をしています。また、第二次募集要項等の送付に伴い、その質問を受け付け回答しますが、そのスケジュールは、入札説明書P4 第2 1 (7)の予定及びP19 第3 6 (2)に記載しているように情報の提供を予定しています。
18	入札説明書	P04	第2 2(1)	入札参加者は、設計、建設及び維持管理の業務を実施することを表明する複数の企業により構成されるグループとありますが、設計、建設、維持管理の業務を行う企業は、最低1社ずつでも構成企業となる必要がありますか。例えば、建設企業だけが構成企業で、設計企業及び維持管理企業は、協力会社という応募も可能でしょうか。	SPCにおける構成企業(P12 第2 11)と入札参加の構成企業は異なるものと考えております。従ってこの趣旨は、あくまで設計、建設、維持管理を行う企業により、それぞれの業務区分に関して責任を持った提案を求めるとしてあり、事業者の判断で各業務についての構成企業が協力企業かの御判断をいただいで結構です。
19	入札説明書	P04	第2 2(1ア)	「…入札参加グループの構成企業は、他の入札参加グループの構成企業になることは認められない」とあるが、他のグループの協力企業にはなることは認められるのでしょうか。	入札説明書P6 第2 2 (4)に基づいてください。
20	入札説明書	P04	第2.1.(7).事業者募集等の日程	12月19日に 第二次募集要綱などの送付とありますが、どのような内容の書類が送付されるのでしょうか。ご教示願います。	第二次募集要項等の送付については、入札説明書等に関する質問の内容により、事業者の理解が得られやすいように書類を新たに交付する予定をしています。また、第二次募集要項等の送付に伴い、その質問を受け付け回答しますが、そのスケジュールは、入札説明書P4 第2 1 (7)の予定及びP19 第3 6 (2)に記載しているように情報の提供を予定しています。
21	入札説明書	P04	第2.2.(1)	・協力会社は他の入札参加グループの構成企業あるいは協力会社になることは可能。 ・協力会社は特別目的会社への出資は不可能。 との理解でよろしいでしょうか。 構成企業と協力会社の位置付けの違いについて、明確化して頂けないでしょうか。	入札説明書P6 第2 2 (4)に基づいてください。また協力会社については、入札説明書P5 第2 2 (1)ウを参照してください。
22	入札説明書	P04	第2.2.(1).アおよびイ	入札参加グループには、設計、建設および維持管理の業務以外の業務(例えば資金調達等)を実施する企業であっても、基本的参加資格要件を満たしておれば、構成企業或いは協力会社としてグループに加わることに問題はない、との理解でよろしいでしょうか。 また、更にその企業が入札参加グループの代表企業となることに制約は無い、との理解でよろしいでしょうか。	御指摘のとおり理解で結構です。
23	入札説明書	P04	第2-1-(7)	一般には入札説明書等で全て公表されているものと思われませんが、第二次募集要綱等ではどのような内容が公表されるのでしょうか。	第二次募集要項等の送付については、入札説明書等に関する質問の内容により、事業者の理解が得られやすいように資料を新たに提示する予定をしています。また、第二次募集要項等の送付に伴い、その質問を受け付け回答しますが、そのスケジュールは、入札説明書P4 第2 1 (7)の予定及びP19 第3 6 (2)に記載しているように情報の提供を予定しています。
24	入札説明書	P04	第2-1-(7)	落札者決定から工事着工までの期間における設計業務の段階分け、関連調整、許認可手続きなどは事業者の提案に委ねられると解してよいでしょうか。	事業のスケジュールを損なうことのない場合は、事業者の提案に委ねられるものとします。
25	入札説明書	P04	第2-1-(7)	平成16年6月下旬から基本設計、実施設計にかかる協議とありますが、具体的には事業契約第13条に規定される設計を指すと考えられます。設計建設期間21～22ヶ月の中でワークショップ開催を行い、設計変更を行うことは非常に困難と思われるため、平成16年6月下旬以前に市の主催により開催し、要望とりまとめを行って頂くことは可能ですか。	基本協定書の締結後に準備行為として設計の成果等を事業契約書に基づき、事業者に引き継ぐものとしています。
26	入札説明書	P05	2 (1) ウ	協力会社の要件で特別目的会社から直接、業務を受託し、又は請負うこととありますが、構成員についても同様に受託・請け負うことが条件となりますでしょうか。 グループ内で元請・下請の関係にある場合、直接業務を請け負わないケースがあると思われそうですが、このような場合では構成員になれないのでしょうか。	基本的に入札参加グループの構成企業とSPCにおける構成企業とは、構成企業及び協力会社の関係は異なるものと理解しています。
27	入札説明書	P08	第2 5 (3) ア	参加資格の審査結果は公表されるのでしょうか。	第一次審査の通過者については、入札参加者として公表を予定しています。
28	入札説明書	P08	第2 5 (3) イ	入札予定価格は書面で通知するのみで、公表する予定はないのでしょうか	第一次審査通過者へ通知し、事業者選定を行った後に、公表を予定しています。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
29	入札説明書	P08	第2 5(3)イ	入札書類の提出に当たり、入札予定価格を書面で通知するとありますが、入札参加資格確認通知と共に通知されるのでしょうか。	P4第2 1 (7)の事業者募集等の日程等を参照してください。
30	入札説明書	P08	第2 5(3)イ	通知される「入札予定価格」とは、特定事業の選定におけるVFM10%に基づくとの認識で宜しいでしょうか。債務負担設定額との関連を含め、御教示ください。	債務負担行為の設定額については、事業費の限度額として設定するものであり、入札予定価格については、公表を予定しています。
31	入札説明書	P10	第2 6 (9)	入札提案書に関するヒアリングは、加点点評価を目的としたヒアリングなのでしょうか。基礎審査項目を評価を対象としたヒアリングなのでしょうか。ご教授願います。	ヒアリングは審査委員会における審査・評価に資するものとして位置づけています。その詳細につきましては、できる限り早く明示するものとします。
32	入札説明書	P10	第2 6 (9)	ヒアリングにおいて追加資料を提出することはできるのでしょうか。	ヒアリングは審査委員会における審査・評価に資するものとして位置づけています。その詳細につきましては、できる限り早く明示するものとします。
33	入札説明書	P10	第2 6 (9)	ヒアリングにおいてプレゼンテーションをすることはできるのでしょうか。質問に対する回答のみなのでしょうか。	ヒアリングは審査委員会における審査・評価に資するものとして位置づけています。その詳細につきましては、できる限り早く明示するものとします。
34	入札説明書	P10	第2 6 (9)	ヒアリングの対応にはある程度の時間が必要であると考えますが、ヒアリング方法や内容は実施する日時より相当の期間をあけて事前に公表して頂けるのでしょうか。	ヒアリングは審査委員会における審査・評価に資するものとして位置づけています。その詳細につきましては、できる限り早く明示するものとします。
35	入札説明書	P10	第2 8 (1)	審査委員会は非公開とのことですが、審査議事録等の審査経緯は公表して頂けるのでしょうか。	審査委員会における事業者の選定結果及び講評の公表を予定しています。
36	入札説明書	P10	第2.7.(2)	保証金額は、「契約金額のうち施設整備費相当から割賦手数料を控除した金額の100分の10以上」とすべきではないのでしょうか。	第二次募集要項の送付を目的に提示します。
37	入札説明書	P10	第2-6-(9)	ヒアリングを実施するとありますが、実施方針時の記述であるプレゼンテーションとはどのような相違点があるのでしょうか。ご教示ください。	ヒアリングは審査委員会における審査・評価に資するものとして位置づけています。その詳細につきましては、できる限り早く明示するものとします。
38	入札説明書	P10及びP11	第2.6(9)ア及び第2.8(3)イ(イ)	ヒアリングの実施について、P10「第2.6(9)ア」では「ヒアリングを実施します」となっていますが、一方、P11「第2.8(3)イ(イ)」では「必要に応じてヒアリングを実施する場合があります」となっています。いずれが正当でしょうか。	ヒアリングは審査委員会における審査・評価に資するものとして位置づけています。その詳細につきましては、できる限り早く明示するものとします。
39	入札説明書	P11	第2 8 (3) イ(ア)	要求水準が満たされていないと明らかに確認できない場合や記載のない場合は、事業者への問い合わせもなく、審査委員会にて失格の判断をされるのでしょうか。それとも事業者に確認の機会を設けて頂けるのでしょうか。	要求水準書を明らかに満足していない場合は、失格となります。ただし、市が、確認したうえで、審査委員会に報告し、その取り扱いを確認することとしています。
40	入札説明書	P11	第2 8 (3) イ(イ)	審査項目に基づく審査で必要に応じて実施されるヒアリングと、P10の入札書類に関するヒアリングとは異なるヒアリングを想定されているのでしょうか。	ヒアリングは審査委員会における審査・評価に資するものとして位置づけています。その詳細につきましては、できる限り早く明示するものとします。
41	入札説明書	P12	第2 10.基本協定書の締結	入札決定後速やかに基本協定書を締結するとありますが、締結期限をご教示頂けますでしょうか。	選定事業者は、落札決定後速やかに基本協定書を締結するものとします。
42	入札説明書	P12	第2 10.基本協定書の締結	落札者となりながら基本協定書を締結しなかった場合のペナルティは、入札説明書P19 第3 6.(3)に記載される入札参加停止に限られるという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書が締結されなかった場合におけるペナルティは現時点においては特に想定していませんが、入札参加停止等の要因による場合は、市の規定に従うものとします。
43	入札説明書	P12	第2 11	標記項目について、「入札参加グループの代表企業は必ず当該会社へ出資することとします…」とありますが、出資比率は問わないという理解でよろしいですか。	御指摘のとおり理解で結構です。
44	入札説明書	P12	第2 11	入札説明書では特別目的会社の出資金は、「入札参加グループの構成企業により全額出資される」とありますが、一方で様式集の様式24-1の出資金欄では構成企業以外も全て記入とあります。提案上、齟齬が生じないためにどちらが正しいのか御教示ください。	入札説明書では特別目的会社の出資金は、「入札参加グループの構成企業により全額出資される」としてご教示ください。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
45	入札説明書	P12	第2 9.手続きにおける交渉の有無	入札条件の変更を伴う交渉は行わないとありますが、入札説明書P15 第3 2.(2)に従って事業契約書(案)で分担が示されていないリスクを事業契約書に盛り込むための交渉は行われるという理解で相違ないでしょうか。	契約書及び本事業の関係書類での解釈及び定めのない事項については、市と事業者との協議の上判断するものとします。
46	入札説明書	P12	第2-9	「開札後の契約手続きにおいて、入札条件の変更を伴う交渉は行いません。」ということですが、事業者としては、公共性が高く、事業期間が長期にわたる本事業には、十分な協議が不可欠と考えておりますので、条件の明確化等についての協議に可能な限り応じていただくようお願いいたします。	契約書及び本事業の関係書類での解釈及び定めのない事項については、市と事業者との協議の上判断するものとします。
47	入札説明書	P12	別紙4 (1)ウ	基準金利をLIBORへとする根拠を御教示ください。	「T.S.R.6ヶ月LIBORベース(円 - 円)金利スワップレート」は、現状、客観的かつ容易に入手できる、長期の固定金利の指標であるという判断に基づきます。
48	入札説明書	P12,P13	第2 12.(1) 事業契約の締結	事業契約書の締結主体が「選定事業者」とありますが、事業契約書の締結主体は落札者が設立する特定目的会社との認識で宜しいでしょうか。	入札説明書P2第2 1 (4)に選定事業者を規定しております。
49	入札説明書	P13	第2 12 (3)	内容の変更はできないとのことですが、入札条件を明確にするための契約交渉は行われると考えてよいのでしょうか。	契約書及び本事業の関係書類での解釈及び定めのない事項については、市と事業者との協議の上判断するものとします。
50	入札説明書	P13	第2 12 (3)	「…軽微な事項を除き、…変更できない…」とあるが、例えば不動産取得税回避の方策として事業契約案の条項精査が必要と想定されますが、このような事項も軽微な変更ではないと解釈され変更出来ないのでしょうか。軽微な事項とされる基準を明確に御教示ください。	事業契約書(案)については、事業者の御意見を踏まえて、追加、詳細化を行うことがあります。
51	入札説明書	P13	第2 13(2)ア	サービス購入額の維持管理費の改定に関して、「…(価格指数比から1を控除した率とする)の絶対値が3.0%を超えた部分…」とありますが、この設定の合理的な根拠を御教示ください。	市と事業者間における適正なリスク分担の観点から、「企業向けサービス価格指数(総平均)」のヒストリカルデータを踏まえて設定しました。
52	入札説明書	P13	第2 . 13 . (1) . ア . (ア)	“施設整備費相当のうち一括支払分”とありますが、この「一括支払分」の具体的な金額はいつ明らかになるのでしょうか。入札価格の見積もりの際には、どのような前提で扱えばよろしいのでしょうか。	施設整備費相当額のうち一括支払いについての詳細は、第二次募集要項を目途に提示します。
53	入札説明書	P13	第2 . 13 . (1) . ア . (ア)	施設整備費のうち一括支払分とありますが、施設整備費に占める割合等の一括支払分の詳細をご教示ください。	施設整備費相当額のうち一括支払いについての詳細は、第二次募集要項を目途に提示します。
54	入札説明書	P13	第2-12-(4)	「市は、選定事業者が事業契約を締結しない場合、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがあります。」ということですが、この規定は、入札説明書第2-15及び基本協定書(案)第8条にある、相互に債権債務関係を生じないとする規定と矛盾するものと思われしますので、整合性のある記述としてください。本項の記述を適用するのであれば、市の帰責事由(議会で承認が得られない場合等を含む)により事業契約が締結できなかった場合にも、事業者が市に対して違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求できる旨の規定を追加していただくようお願いいたします。相互に債権債務関係を生じないとする場合は、本項を削除していただくようお願いいたします。	事業契約書(案)については、事業者の御意見を踏まえて、追加、詳細化を行うことがあります。
55	入札説明書	P14	第2 14	「本件事業以外の業務で、…随意契約に締結する予定はない」とありますが、例えば大規模修繕業務が発生し、それをPFI事業者以外が実施した場合、PFI事業者が整備した部分とそうでない部分とが混在する結果となり、当初提案した適正な維持管理業務の遂行が困難になることが想定されます。これは、貴市が設定したスキームであるため、このような事象が発生した場合は全て貴市のリスクと判断して宜しいのでしょうか。本件が発生した場合等に関する見解を御教示ください。	大規模修繕は業務範囲外としており、市の負担の位置づけとしております。事業者の当初の建物の事業期間中については、瑕疵を除き費用負担は発生しないと考えております。ただし、内容によっては、事業者に帰責事由がある場合も想定されるため、一概にすべて市のリスクとは限りません。
56	入札説明書	P14	第2 15	議会の議決が得られず事業契約ができなかった場合には、貴市の帰責事由によるものであり、事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は貴市の負担とすべきではないでしょうか。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項の送付を目途に提示します。
57	入札説明書	P14	第2 15	これまで実施されたPFI事業では、議会の議決がなされたなかった場合のリスク分担は発注者負担とされてきました。議会の議決がなされなかった場合には貴市が責任を負うのが合理的と考えられます。本件において貴市が負担されない特別の理由が何かあるのでしょうか。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項の送付を目途に提示します。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
58	入札説明書	P14	第2 15	事業者が契約を締結しない場合は、違約金を請求されるに対して、貴市が議決できなかった場合に事業者が費用負担を請求できないのは酷であると考えます。違約金の請求規定を削除していただくか、若しくは事業者の損害賠償を請求できるようにしていただけるかに修正して頂けますでしょうか。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。
59	入札説明書	P14	第2、25	「市と事業者との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとします」とあります。しかしながら、実施方針の別紙資料1「リスク分担表(案)」では、「契約に関して議会の承認が得られない場合」および「市の責めにより、選定事業者と契約が締結できない場合又は手続きに時間を要する場合」のリスクはいずれも市側で負担するとされています。従いまして、本項の末尾に「但し、議会承認が得られない等市側の事由で契約に至らなかった場合は、事業者が本事業の準備に関してそれまでに支出した費用は市側の負担とし、事業者側の事由で契約に至らなかった場合は、市が本事業の準備に関してそれまでに支出した費用は事業者側の負担とする。」を追加していただけないでしょうか。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。
60	入札説明書	P14	第2.15	5行目以降に「なお、市と事業者との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとします。」とありますが、議会の議決を得られた後に締結することになっている本契約が効力を生じないという事態とは、どのようなケースを想定されているのでしょうか。或いは、ここで言う「事業契約」には仮契約と本契約の両方を含み、議会の議決後に締結する「本契約」とは事業契約全体でなく「仮契約」に対する呼称ということでしょうか。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。
61	入札説明書	P14	第2.15	「市と事業者との間において、事業契約が効力を生じるにいたらなかった場合には、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとします。」とありますが、事業者が事業契約を締結しない場合は、市は落札金額の100分の5に相当する違約金を請求する定めがあり、片務的と考えます。特に本件は基準金利決定日が落札者決定日ということであり、金利固定に係る契約のブレイクコスト等の発生が考えられます。落札者決定後、市の事由で事業契約締結までいかなかった場合、事業者が行なったスワップ契約等のブレイクコストやSPCの設立費用等は市の負担と認識して宜しいでしょうか。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。
62	入札説明書	P14	第2-15	事業契約締結不調の場合、本項及び基本協定書(案)第8条では相互に債権債務関係が生じないことが規定されていますが、入札説明書第2-12-(4)では「市は、選定事業者が事業契約を締結しない場合、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがあります。」とされており、矛盾があると思われますので、整合性のある記述としてください。本項を訂正して入札説明書第2-12-(4)の規定に合わせ、違約金を発生させる場合は、市の帰責事由(議会で承認が得られない場合等を含む)により事業契約が締結できなかった場合にも、事業者が市に対して違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求できる旨の規定を追加していただくよう要望いたします。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。
63	入札説明書	P14/P13	第2.15 / 第2.12.(4)	第2.15に「市と事業者との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとします。」とある一方で、第2.12(4)には「市は、選定事業者が事業契約を締結しない場合、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがあります。」との規定があります。両者の関係をご教示ください。 また、議会議決が得られないリスクは、「実施方針別紙資料1 リスク分担表」11において、市のリスクと規定されていることから、第2.12(4)に、事業者の市に対する違約金請求権を規定するとともに、議会議決が得られなかった場合等、市の帰責で事業契約を締結しない場合の選定事業者の弁護士費用、印紙代等は、市の負担とするようご変更をお願いいたします。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。
64	入札説明書	P15	第3 2 (1)	「市が負うべき合理的な理由がある事項」とは具体的にどのような場合のことを想定されているのでしょうか。また、そのような具体的想定項目リスト等はあるのでしょうか。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所		質問内容	回答	
	資料名	ページ			
65	入札説明書	P15	第3.2.(1)	(1)では、冒頭に適正なリスク分担の考えが述べられていますが、その後の記載では、「原則＝事業者」「市が責任を負うべき合理的な理由がある事項のみ＝市」となっています。この記載では、不可抗力リスク等、事業者・市のいずれの責任でもないリスクについては一元的に事業者リスクと解釈されかねません。 (2)では、事業契約書(案)に示されていない場合は、双方協議により事業契約書で定めることになっていますので、上記の基本的考え方が「原則＝事業者」のままですと、協議の結果、市の責任以外のリスクは全て事業者負担となってしまう可能性がありますので、事業者・市のいずれの責任でもないリスク分担の考え方について、より詳細に記載いただけないでしょうか。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。
66	入札説明書	P15	第3 2 (2)	実施方針にて公表されたリスク分担の中で、事業契約に反映されなかったリスク分担は有効と考えてよいのでしょうか。 また、今後、入札説明書にてリスク分担は公表される予定はあるのでしょうか。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。
67	入札説明書	P15	第3.1	選定事業者の権利義務に関する制限の(1)～(4)のそれぞれの場合において、金融機関から担保設定等を求められた場合、承諾はいただけると理解してよろしいでしょうか。	基本協定書(案)に記載しているとおり、事前に市の承諾を得た場合とします。
68	入札説明書	P15	第3-1	(1)～(4)において、選定事業者の権利義務に関して、市の承諾が必要である旨が規定されていますが、金融機関がプロジェクトファイナンスを組成する上で必要な権利義務については、特段の問題がない限り承諾していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	事前に市の承諾を得た場合とします。
69	入札説明書	P15	第3-1-(3)	選定事業者は、第2-1-(4)で定義されているように、SPCではなく、コンソーシアム・メンバーを指すため、市に対して債権を有しているとは思われませんが、債権の譲渡について、市のお考えをご教示ください。	入札説明書P2第2 1 (4)に選定事業者を規定しております。
70	入札説明書	P15	第3-1-(4)	選定事業者は、第2-1-(4)で定義されているように、SPCではなく、コンソーシアム・メンバーを指すため、市に対して債権を有しているとは思われませんが、債権への質権設定及び債権の担保提供について、市のお考えをご教示ください。	入札説明書P2第2 1 (4)に選定事業者を規定しております。
71	入札説明書	P16	第3 3.(1)(2)	法制上及び税制上の措置、並びに金融上の措置に関し貴市にご協力頂ける内容を具体的にご教示ください。	具体的な事例に基づいて判断し、事業者に協力することとしています。
72	入札説明書	P17	第3 4.(4) ア 本事業の実施状況の確認	「事業者側に発生する費用」の具体例をご教示ください。	確認に伴い、事業者側の立会い等の必要な措置に係る費用が生じた場合等と想定しています。
73	入札説明書	P19	第3 6.(1) オ	「市は自ら京都御池中学校・複合施設を維持・継続できないと判断した場合は、選定事業者に対して180日以上前に書面で通知した上で、選定事業者との契約を解除し、事業を終了させることができる」とありますが、賑わい施設運営を実施するにあたっての内装、備品等の投資を考慮すると一方的な契約解除は負担が重過ぎるため、事業者との協議により合意に至った場合は事業を終了させることとする、としていただきますようお願いいたします。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。
74	入札説明書	P22	別紙 . 1	“施設整備費相当に係るサービス対価の一部を一括で支払う一括支払い分”とありますが、この「一括支払い分」の具体的な金額はいつ明らかになるのでしょうか。入札価格の見積もりの際には、どのような前提で扱えばよろしいのでしょうか。	施設整備費相当額のうち一括支払いについての詳細は、第二次募集要項を別途提示します。
75	入札説明書	P22	別紙 . 3	貴市から事業者へ実際サービス対価のお支払いにかかる消費税についてですが、本件は税務上施設の引渡し時に売買が成立しますので、消費税率は引渡し時に確定され、施設整備費相当に係るサービス対価にかかる消費税相当額は引渡し以降の消費税率変更の影響を受けない、という理解でよろしいでしょうか。 一方、維持管理費相当のサービスの対価についての消費税相当額は各支払時の消費税率に基づき、金額が変動される、との理解でよろしいでしょうか。	基本的には、御指摘のとおり理解で結構です。ただし、事業計画における税務上の取扱い等におきましては、必要に応じて税務当局等への確認を行ってください。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
76	入札説明書	P22	別紙1	サービス対価の基本的な考え方に関して、以下の点についてご回答ください。施設整備費相当に係るサービス対価には、市が国庫補助金及び地方債の許可等に基づき、施設整備費相当に係るサービス対価の一部を一括で支払う一括支払い分があるとのことですが、その想定される一括支払いの金額を早期にご教示ください。本件は、基準金利の決定日が落札者決定日であるため、事業者の金利変動リスクの回避を目的として早期に金利スワップ取引を行うことが考えられますが、その後一括支払い分の金額が変動した場合に生じる金利スワップのブレイクコストについては、市に負担していただくよう要望いたします。この場合のスワップブレイクコストの発生を回避するため、基準金利の決定日を供用開始日の2銀行営業日前とさせていただきよう要望いたします。一括支払い分の金額が変動するリスクについて、金額の変動により発生する金利スワップのブレイクコスト等を含めて、市に負担していただくよう要望いたします。	第二次募集要項の送付を目途に提示します。
77	入札説明書	P23	別紙4(1)ア)	入札価格の算定にあたっては、一括支払い分を明示して頂かないと、提案事業者によって入札価格に差異が生じ適正な事業者選定が支障が生じます。入札前に入札条件として一定の金額を貴市が提示し、当該金額を差し引いた金額で入札価格を算定できると考えてよろしいでしょうか。	第二次募集要項の送付を目途に提示します。
78	入札説明書	P23	別紙4(1)ア)	「…元本金額から…サービス対価の一括支払い分を除いた額…」とありますが、一括支払い分は幾ら支払われるのでしょうか。また、基準金利日が落札者決定日であることを勘案しスワップ契約を実施する際の想定元本固定の意味から、この一括支払金は変動しないものであり、変動した場合の一切の責は貴市にあると捉えますが如何でしょうか。	第二次募集要項の送付を目途に提示します。
79	入札説明書	P23	別紙4(1)ア)	「元本金額から消費税相当額控除後の施設整備費相当に係るサービス対価の一括支払い分を除いた金額」とありますが、この「一括支払い分」の具体的な金額はいつ明らかになるのでしょうか。入札価格の見積もりの際には、どのような前提で扱えばよろしいのでしょうか。	第二次募集要項の送付を目途に提示します。
80	入札説明書	P23	別紙4(1)ウ)	割賦手数料の基準金利は「落札者決定日」とありますが、落札者決定日から事業契約締結まで、ワークショップの開催や社会福祉法人との協議等で約2ヶ月のズレが生じることから、基準金利の決定日を事業契約締結日としていただけないでしょうか。	入札であるため早期の金額確定が想定されますが、基準金利確定日設定等につきましては、落札者決定日以降も視野に入れて整理を行い、第二次募集要項の送付を目途に提示します。
81	入札説明書	P23	別紙4(1)ウ)	「基準金利は、落札者決定日における午前10時のTSR6ヶ月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとする。」とありますが、基準金利の決定日を落札者決定日とした根拠をご教示ください。 また、仮に落札者決定日に基準金利が確定とした場合、スワップ取得までの長期にわたる金利変動リスクを事業者が負担することで、事業者のリスクが多くなり、事業者の資金調達並びに事業の円滑な運営に支障が出る事態も想定されます。 基準金利決定日を御池中学校・複合施設の工事着工日もしくは所有権移転日へと変更くださいますようお願いいたします。	入札であるため早期の金額確定が想定されますが、基準金利確定日設定等につきましては、落札者決定日以降も視野に入れて整理を行い、第二次募集要項の送付を目途に提示します。
82	入札説明書	P05	第2 2 (1) 工 入札参加者の 構成等	「ただし、やむをえない事情が生じた場合は、入札提出書類の提出期限までに市と協議」とありますが、入札提出書類提出後は、一切変更は認められないのでしょうか。「入札提出書類の提出期限までに、を削除して頂くことはできませんでしょうか。」	原則として、入札書類提出後には、入札参加者の構成企業の変更は、認められません。ただし、京都市告示第343号記載の「2 競争入札参加者の資格(2)」の適用の関係から、具体的な要件により判断される場合もありますので、事業者に疑義が生じた場合は市と協議することとしてください。
83	入札説明書	P06	第2 2 (4) 協 力会社の変更 等	「ただし、やむをえない事情が生じた場合は、入札提出書類の提出期限までに市と協議」とありますが、入札提出書類提出後は、一切変更は認められないのでしょうか。「入札提出書類の提出期限までに、を削除して頂くことはできませんでしょうか。」	原則として、入札書類提出後には、協力会社の変更は、認められません。ただし、京都市告示第343号記載の「2 競争入札参加者の資格(2)」の適用の関係から、具体的な要件により判断される場合もありますので、事業者に疑義が生じた場合は、市と協議することとしてください。
84	入札説明書	P12	第2 11 特別 目的会社の設 立	「構成企業により全額出資」とありますが、構成企業以外からの出資は投資家も含めまったく認められないのでしょうか。	事業の安定性、継続性の観点から、構成企業による出資としております。
85	入札説明書	P13	第2 13 (4)違 約金の請求	「市は、選定事業者が事業契約を締結しない場合、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがあります。」とありますが、想定される場合をお示し願います。	事業契約書(案)との整合性を踏まえた整理を行い、第二次募集要項に関する質問及び回答に併せて公表します。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
86	入札説明書 / 事業契約書	入札説明書P15 / 事業契約書 P40	入札説明書第3 1. / 事業契約 書第76条第1項	選定事業者(及び特定目的会社?)は本件事業に関する契約上の地位及び権利義務につき、市の事前の承諾なく譲渡又は担保提供を行ってはならないとありますが、本件事業に必要な資金調達のために金融機関に対し行う担保提供については、必ず市の事前承諾がいただけるものと考えて差し支えないでしょうか。	事前に市の承諾を得た場合とします。
87	入札説明書 / 事業契約書 / 基本協 定書	入札説明書P12 / 事業契約書 P71 / 基本協 定書P2,P5	入札説明書第2 11. / 事業契約 書 別紙16 / 基 本協定書第4 条、別紙第5項	落札者が設立する特定目的会社の株式につき、市の承諾なく譲渡・担保提供等をしてはならない旨の規定がありますが、本件事業の資金調達のために金融機関に対する担保の提供については必ず市の事前承諾が頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	事前に市の承諾を得た場合とします。
88	入札説明書 / 要求水準 書	P07	4	屋外運動場について、「学校行事等での見学スペースを確保」とありますが、見学する際に生徒各自が椅子を運動場に持って出るスペースあるいは、もって出ないスペースどちらを想定されていますでしょうか。	提案される運動場により、その対応が異なることになると想定されますが、基本的にはトラックを確保したうえで、ゆとりある場合を想定しています。
89	入札説明書 / 要求水準 書	P 28	第2 (2) ウ	屋外運動場については、「平成18年9月末までに完工し、市に引渡すものとします」とありますが、この部分の施設整備費の支払はいつ、どのように支払われますでしょうか。	事業契約書において、提示することとなりますが、9月末までに完工し市に引渡しされる場合は、18年度の上期相当分と考えています。
90	入札説明書 / 要求水準 書	P 60	第5 3 (2) イ	賑わい施設運営事業について、「地方自治法第238条の4第6項の規定により、使用許可は公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消します。なお、取消による損失は、事業者の負担とします。」とあります。後段の「許可の条件に違反する行為があると認めるときは」「取消による損失は事業者負担」は理解できますが、前段の公用若しくは公共用に供する必要が生じたときの「取消による損失は事業者負担」は、事業者、運営事業者共に図りきれないリスクとなり、本事業に参画するにあたっての支障となります。従って、前段の場合は「甲の負担」、もしくは最低限「その損失については甲乙にて協議する」としていただけないでしょうか。	京都市公有財産規則第18条に基づき、行政財産の用途又は目的を妨げないことを前提条件とした使用許可であるため、市は負担しません。
91	入札説明書 / 要求水準 書	P 62	第5 6 (1)	賑わい施設の運営事業の委託時期について、「市と事業者は賑わい施設運営事業に関する委託契約(以下「運営委託契約」という。)を締結するものとします。」とありますが、この運営委託契約は市と事業者とで締結する事業契約書とは別途締結するというのでしょうか。それとも事業契約書別紙9として事業契約書に含むものとするのでしょうか。	別途運営委託契約を締結することとしています。
92	入札説明書 及び落札者 決定基準	入札説明書、 落札者決定基 準:P4 下から2 行目	入札説明書:第 2 2.(2)ウ、 様式集:2.(2)	入札説明書において、建設に当たる者の参加資格要件では各種施設建設の実績が条件に入っておりませんが、落札者決定基準の第一次審査内容の実績審査では「建設業務の実績に関する要件」が記載されております。これについては、「入札参加の条件にはないものの、参画する建設に当たる者全てで本施設と同様の実績があるかどうかの審査を行い、極端に実績が不足する場合は要件を満たしていないと判断する」というような理解でよろしいですか。	入札説明書の趣旨及び第一次審査の実績・資格審査とします。
93	入札説明書 様式集	1. 一般事項		各様式に使用するフォント、文字ポイント等の制限はありませんでしょうか。	判読可能であれば、差し支えありません。
94	入札説明書 様式集	1. 一般事項		CD-Rによる提出が義務付けられておりますが、これは「様式19-56に関する全データのみ」、即ち、「様式番号のない図面等は不要」と考えてよろしいでしょうか。	御指摘のとおりで結構です。
95	入札説明書 様式集	2. 提出書類及 び記入要領	(4)入札提案書 設計計画書関 係	「建築」「電気・機械設備」の各概要は、施設毎に区分して記入するようにとの指示がありますが、様式30-32はそのような書式になっていないと思われます。1枚の様式に各施設の概要をまとめるのでしょうか、各施設ごとに様式を分けるのでしょうか、ご教示ください。	第二次募集要項の送付を目途に提示します。
96	入札説明書 様式集	2. 提出書類及 び記入要領	(5)入札提案書 図面類	「A3横使い横書き」とあるのは、「A1またはA3横使い横書き」と考えてよろしいでしょうか。	第二次募集要項の送付を目途に提示します。
97	入札説明書 様式集	P06	2-(3)入札説明 書 事業計画書 関係	事業計画説明書の記入方法について自由に記載することとあるが、以下の点について基準等がありますか。 ・文字の大きさ ・図やイメージ写真の挿入 ・着色等。(文字の色も含む)	判読可能であれば、差し支えありません。
98	入札説明書 様式集	P08	2-(5)入札説明 書 図面類	「各図は右下に提案受付番号を付すこと。」とありますが、大きさ等基準はありますか。	判読可能であれば、差し支えありません。



入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
99	入札説明書 様式集	P6	1.(1) 2)	提案書には、構成企業・協力企業に関するロゴ、住所、会社名、氏名等、提案グループが特定されるような記載は行ってはならないとの理解で宜しいでしょうか。  また、提案グループが特定されない「その他の企業・氏名等」であれば提案書に記載できると考えて宜しいでしょうか。	審査委員会における公正性を確保するためとして理解をしてください。
100	入札説明書 様式集	様式03		「様式3 参加表明書」は代表企業名にて作成・提出されるものと思いますが、当該様式下段の「[構成企業]の表」にも、代表企業について記載し、様式5との整合性を保つ、という理解でよろしいでしょうか。	御指摘のとおりです。
101	入札説明書 様式集	様式15	様式15	ここでいう入札提出書類は、第二次審査の提案時提出書類の全てを指しておりますか。	第二次審査に関する提案書類の様式集としています。
102	入札説明書 様式集	様式26,27,28		公表された様式集のうち、Word形式のものとExcel形式のものとは、表の項目や欄外の注意書き等、内容に相違がありますが、実際に提出する形式となるExcel形式の内容が優先されるとの認識でよろしいでしょうか。	第二次募集要項を別途に提示します。
103	入札説明書 様式集	様式26,27,28		記載項目につきましては、応募グループの採用する会計処理方法・税務処理方法の形態にあわせ、適宜変更(追加・削除)することは可能でしょうか。	第二次募集要項を別途に提示します。
104	入札説明書 様式集	様式26,27,28, 54-1,55-1,55-2		当該様式においては記入する金額の単位が千円とされていますが、千円未満の端数の扱いについては、切捨ての指定があるもの(様式54-1・55-1・55-2等)と特に指定がないもの(様式26～28)があります。表示上の金額千円未満の端数処理については、切り捨てのみならず、四捨五入で整合をとる方法も認めて頂けないでしょうか (Excel形式ファイルにて提出が指定されていますが、Excelにて標準設定されている端数調整方法(=四捨五入)を認めていただければ提案書作成作業の効率アップ及び単純ミスの防止が図れます)。 また、切り捨てにせよ四捨五入にせよ、千円未満の端数処理は提案資料へ表示するためだけに行うものであり、実際の計算は1円単位の金額にて行われるという理解でよろしいでしょうか。 更に、表示上の各項目を合計した金額と、合計欄に記載された表示上の金額とが、端数処理の関係で異なることもあり得る、という理解でよろしいでしょうか。	第二次募集要項を別途に提示します。
105	入札説明書 様式集	様式45		施設の維持管理業務の提案書について簡潔にまとめて記述してください。とありますが、提案書提出枚数は制限がないと考えて宜しいでしょうか。	第二次募集要項を別途に提示します。
106	入札説明書 様式集	様式53		中長期修繕計画書の項目で電気設備のうちテレビ供聴設備とありますが、テレビ共聴設備と考えて宜しいでしょうか。	御指摘のとおり理解で結構です
107	入札説明書 様式集	様式53		様式53の長期修繕計画書につきまして本事業期間は年度ごとの提案となっておりますが、事業終了後は5年、10年での提案となっておりますが括りの期間が長いと思われそうですが様式とおりの提案で宜しいでしょうか。	様式の提案で結構です。
108	入札説明書 様式集	様式56-1,56-2		欄外 3に“不動産取得税については非課税扱いとする。ただし、必要に応じ都道府県税務局担当局或いは総務省自治税務局都道府県税課に問い合わせること。”とありますが、不動産取得税が実際に課税される、されないにかかわらず、提案上は非課税として入札金額を算出し、実際に課税された場合には入札金額の修正が認められるということでしょうか。それとも不動産取得税が非課税扱いとなることについて、当局の承諾が得られているということでしょうか。	PFI事業におけるBTO方式については、現行では、不動産取得税は非課税と理解しています。なお具体的には事業者としてご確認を御願しているものです。
109	入札説明書 様式集	様式56-1,56-2		欄外 3に“登録免許税は非課税である。”とありますが、具体的には、事業者のどの手続きに対する登録免許税を指しているのでしょうか。また登録免許税が実際に課税される、されないにかかわらず、提案上は非課税として入札金額を算出し、実際に課税された場合には入札金額の修正が認められるということでしょうか。	PFI事業におけるBTO方式については、現行では、登録免許税は非課税と理解しています。
110	入札説明書 様式集	様式56-1,56-2		入札金額内訳書の維持管理費相当額及び入札(契約予定)金額内訳書の契約金額のうち維持管理相当に係る額項目で保安警備費、廃棄物処理費とありますが安全管理業務費、環境衛生管理業務費と考えて宜しいでしょうか。	項目名については整理を行い、第二次募集要項を別途に提示します。
111	入札説明書 様式集	図面類(様式指定なし)	0	各項目について枚数制限はありますか。(特に断面図、設備系統図など)	図面に関しては、特に定めておりません。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
112	入札説明書 様式集	提案書提出にあ たっての一般的 事項	1-(1)-2)	「会社名等がわかる表示は付さないこと」とありますが、様式21 の事業スキーム図におけるSPC企業名称、構成企業名称も表 示不要と考えてよろしいでしょうか。	提案書提出に当たっての一般的事項に御留意ください。なお、 第二次募集要項を目途に提示します。
113	入札説明書 様式集	提案書提出にあ たっての一般的 事項	1-(1)-4)	「様式19～56に関する全てのデータをCD-Rに保存」とありま すが、図面類は含まないと解してよいでしょうか。	御指摘のとおり理解で結構です。
114	入札説明書 様式集	提出書類一 覧表		金融機関から提出される関心表明書等のように、第二次審査で 提出する各様式に対して必要に応じて関連する添付資料を加 えて提出して宜しいでしょうか。	提案書提出に当たっての一般的事項に御留意ください。なお、 第二次募集要項を目途に提示します。
115	入札説明書 様式集	入札提案書 図 面類	2-(5)	図面類A3版を他の入札提案書と別冊とすることは可能です か。	第二次募集要項を目途に提示します。
116	入札説明書 様式集	入札提案書 図 面類	2-(5)	図面類A1版については30部ではなく1部提出としてよいでし ょうか。また提出に際してはA3サイズ綴じ込みや現寸サイズで筒 状ケースに入れるなど指定はないでしょうか。	第二次募集要項を目途に提示します。
117	入札説明書 様式集	様式11.12	提出書類一 覧表	参加資格登録時に申請した「設計に当たる者」や「工事監理に 当たる者」が将来転勤・転職・退職等の事由により、変更せざる を得ない場合は、同種の実績があれば業務担当者の変更は可 能でしょうか。	市と事前に御協議ください。
118	入札説明書 様式集	様式19	2	添付資料及び補足説明資料は、枚数に数えないとありますが、 加点審査の対象となるのでしょうか。それとも要求水準に達して いることの確認と考えればよろしいのでしょうか。	提出書類についての理解のためのものとお考えください。
119	入札説明書 様式集	様式19	* 2	「様式20から様式56までについては、指定がある場合を除き、 原則A4判1枚とする。ただし、添付書類及び補足説明資料は枚 数に数えない」とありますが、添付資料や補足説明資料は各様 式に指定がある場合に限り添付するもので、事業者の判断で添 付するものではないという理解でよろしいでしょうか。	原則A4サイズ1枚とお考えください。
120	入札説明書 様式集	様式26	<長期収支計 画表(サービ スの対価関係業 務)>	支出の欄に「施設使用料(賑わい施設部分)」とありますが、本 事業における収支と賑わい施設における収支の関係について ご教示ください。 また、他の資金に関する様式においても、賑わい施設に関する 収支を記載する部分を明確にさせていただけるようお願いいた します。	賑わい施設の運営については、本事業の付帯事業として取扱 い、本事業の収支とは独立しているものと理解してください。
121	入札説明書 様式集	様式26		本様式 4において、サービス対価の内訳は「年度別サービ スの対価支払予定表(様式28)」に記載することとありますが、様 式28とサービス対価の支払時期について整合性をとる必要は あるのでしょうか。その場合は、本様式に清算年度を追加した 上で、サービスの対価支払は各半期毎にずれることを前提と し、未収未払いを立てるとの理解でよろしいでしょうか。	様式26については、事業者の収支計画等を記載することを前 提に、様式28では、市の支払額についての記載としてくだ さい。
122	入札説明書 様式集	様式27		本様式 7において、各年は4月～翌年3月の1年間のサービ ス対価を記入するとありますが、これは市からのサービス対価の 支払いも各年度毎に発生ベースで記入すると理解でよろし いでしょうか。その場合、様式28のサ-ビス対価支払予定表で は各半期ずれで記入するため、整合しなくなりますがよろしい のでしょうか。また、本様式と様式28と様式26長期収支計画と の間ではどのように整合性をとればよろしいでしょうか。ご教示 ください。	様式26については、事業者の収支計画等を記載することを前 提に、様式28では、市の支払額についての記載としてくだ さい。
123	入札説明書 様式集	様式28		事業契約書(案)別紙3では、施設整備費相当額の内、割賦元 本分・割賦元本に係る消費税及び地方消費税・割賦金利は、 各半期末毎に市より支払われるとありますが、本様式 7では 各半期ずれで支払われることを前提に作成することになってい ます。支払時期についてどのように解釈して本様式に記入すべ ばよろしいでしょうか。ご教示ください。	様式26については、事業者の収支計画等を記載することを前 提に、様式28では、市の支払額についての記載としてくだ さい。
124	入札説明書 様式集	様式28		サービスの対価支払予定表科目の(e)保安警備、(f)廃棄物 処理とは安全管理業務、環境衛生管理業務のことでしょうか。	項目名については整理を行い、第二次募集要項を目途に提示 します。
125	入札説明書 様式集	様式29-52 等		提出枚数の制限が記入されている様式(様式29など)以外の様 式の枚数制限はありますか。(グループ間の提案ボリュームの著 しい格差と、応募コストの過度な増大を防ぐ観点から、枚数制 限を設けていただくのが妥当と考えます。)	原則A4サイズ1枚とお考えください。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
126	入札説明書 様式集	様式31、32		表内に書ききれない場合、適宜、枚数を増やしてもよろしいでしょうか。	原則A4サイズ1枚とお考えください。
127	入札説明書 様式集	様式31、32		表中、縦に欄が3つありますが、各欄のタイトルが記されておられません。最右欄は、様式30「構造概要」に倣って、「備考」と判断してよろしいでしょうか。あるいは、中欄および最右欄の間の縦罫線がないものとして記述してもよろしいでしょうか。	第二次募集要項を目途に提示します。
128	入札説明書 様式集	様式32	排水設備	排水設備の欄に「モニタリング方法」と記されておりますが、何のモニタリングを想定されているのか、ご教示ください。	要求水準書に基づき事業者の御提案により記載ください。
129	入札説明書 様式集	様式33	面積表	様式内に記載された室以外の室(例えば「ビル管理室」等)を計画した場合、適宜欄を増やしてよろしいでしょうか。	原則A4サイズ1枚とお考えください。
130	入札説明書 様式集	様式35	内部仕上表	様式内に記載された室以外の室(例えば「ビル管理室」等)を計画した場合、または、「市執務スペース及び会議室、倉庫、給湯室、便所」などと一体化するのが(各室の仕上げが異なることによって)不適当な場合、適宜欄を増やしてよろしいでしょうか。	原則A4サイズ1枚とお考えください。
131	入札説明書 様式集	様式35		様式35(内部仕上表)については様式一覧の記述より「A4判1枚」と読むことが出来ますが、部屋数も多い為、枚数制限なしとは出来ないでしょうか。	原則A4サイズ1枚とお考えください。
132	入札説明書 様式集	様式53	0	様式53に記載する内容には、事業期間外において大規模修繕を含めて記載し、事業期間内には大規模修繕は発生しないと想定されていると考えてよろしいでしょうか。	事業者の御提案に基づき記載してください。
133	入札説明書 様式集	様式53	0	消費税込みの金額を記載すればよろしいでしょうか。	消費税抜きとお考えください。
134	入札説明書 様式集	様式53	年度表示	「15～20」とある部分は、「16～20」と考えてよろしいでしょうか。	御指摘のとりの理解で結構です。
135	入札説明書 様式集	様式55-1	3	「開業準備期間を除いて」とありますが、引渡しから供用開始までの間に開業準備期間はあるのでしょうか。あるとした場合にその間の維持管理業務は発生し、対価をお支払いいただけるのでしょうか。お支払いいただける場合、本様式事業期間合計欄には加算して算出するのでしょうか。	維持管理経費については、平成18年度を初年度としてください。
136	入札説明書 様式集	様式55-2	0	様式55-2は、内容により枠を大きくするなどして、枚数が増えてもよろしいでしょうか。	原則A4サイズ1枚とお考えください。
137	入札説明書 様式集	様式55-2	1	平成18年度価格とありますが、様式55-1の内訳としてとらえて、初年分の費用とその内訳を記入すればよろしいでしょうか。	維持管理経費については、平成18年度を初年度としてください。
138	入札説明書 様式集	様式55-2		維持管理業務の特性上、「人件費」「諸経費」「その他」に配分することが困難な業務が想定されます。貴市が設定する各項目の記載基準を御教示ください。	様式の費目等については、適宜訂正・追加をしていただいて結構です。
139	入札説明書 様式集	様式56-2	維持管理費相当に係る額の項目	費用項目の中で、他の様式と項目名が違うものがございますが、誤りでしょうか。又は、特別な意味等ございますでしょうか。 ・安全管理業務 保安警備費 ・環境衛生管理業務 廃棄物処理費 ・植栽処理業務 植栽管理費 なお、環境衛生業務には廃棄物処理以外の業務がある場合は、どの欄に計上すればよいのでしょうか。	項目名については整理を行い、第二次募集要項を目途に提示します。また、様式の費目等については、適宜訂正・追加をしていただいて結構です。
140	入札説明書 様式集		(5)入札説明書 図面類(指定様式なし)	配置図、平面図、立面図、断面図については「A3判」以外に「A1判」の成果物要求がありますが、このA1判の成果物についてはどのような体裁で何部提出すればよろしいでしょうか。	第二次募集要項を目途に提示します。

入札説明書等に関する質問及び回答

	該当箇所		質問内容	回答	
	資料名	ページ			
141	入札説明書 様式集		1.(1).2)	<p>「入札提出書類(様式19~56)については、会社名等がわかる表示は付さないこと。」となっておりますが、これは様式19~56の全様式、及び添付資料に例外なくあてはまる条件と理解してよろしいでしょうか。様式24-1の出資金の欄で、出資企業名という表現がありますが、この企業名も構成企業A等の表示になりますでしょうか。</p> <p>また、金融機関や保険会社等の、構成企業や協力企業でない企業も、様式21や24-1等においては、企業名がわかる表示は付してはいけないという理解でよろしいでしょうか。また、仮に企業名がわかる表示をしない場合、金融機関の関心表明書等の添付資料も企業名をわかる表示をしないということになりますでしょうか。</p>	<p>提案書提出に当たっての一般的事項に御留意ください。なお、第二次募集要項を別途に提示します。</p>
142	入札説明書 様式集		2記入要領 (5)	<p>図面類のうちA1版の提出体裁(製本体裁)について御教示ください。</p>	<p>第二次募集要項を別途に提示します。</p>
143	入札説明書 様式集			<p>実施方針書(P3)に「大規模修繕業務については施設維持管理業務には含みませんが、審査の段階において、修繕計画の提案を受けるものとします。」とありましたが、具体的な様式は無いと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>第二次募集要項を別途に提示します。</p>